

表 3-88 新幹線鉄道（九州新幹線）騒音調査結果（平成28年度）（単位：デシベル）

番号	測定地点	類型(基準)	測定値
①	出水市美原町	I (70以下)	68
②	出水市麓町	I (70以下)	71
③	出水市武本	I (70以下)	67
④	薩摩川内市城上町	I (70以下)	73
⑤	薩摩川内市高城町	I (70以下)	71
⑥	薩摩川内市中郷町	II (75以下)	76
⑦	薩摩川内市平佐町	I (70以下)	68
⑧	薩摩川内市宮崎町	I (70以下)	70
⑨	いちき串木野市冠岳	I (70以下)	71
⑩	日置市東市来町養母	I (70以下)	71
⑪	日置市伊集院町下神殿	I (70以下)	73
⑫	日置市伊集院町郡	I (70以下)	70
⑬	日置市伊集院町土橋	I (70以下)	69
⑭	鹿児島市田上八丁目	I (70以下)	75
⑮	鹿児島市武二丁目	I (70以下)	74

表 3-89 新幹線鉄道（九州新幹線）騒音環境基準達成状況（平成28年度）

類型	測定地点数	環境基準達成地点数	達成率 (%)
I	14	6	42.9
II	1	0	0.0
計	15	6	40.0

表 3-90 新幹線鉄道（九州新幹線）振動調査結果（平成28年度）（単位：デシベル）

番号	測定地点	指針値	測定値
①	薩摩川内市宮崎町	70以下	58
②	鹿児島市武岡一丁目	70以下	51
③	鹿児島市武二丁目	70以下	52

② 騒音に係る苦情の状況

騒音は、各種公害の中でも、日常生活に密着した問題であり、発生源も多種多様であることから、苦情も多岐にわたっています。

苦情件数の推移は、図 3-37のとおりです。平成28年度の苦情件数は132件で、そのうち工事・建設作業に係る苦情の割合が高く、騒音苦情全体の36%（48件）を占めています。（図 3-38）

図 3-37 騒音の苦情件数の推移

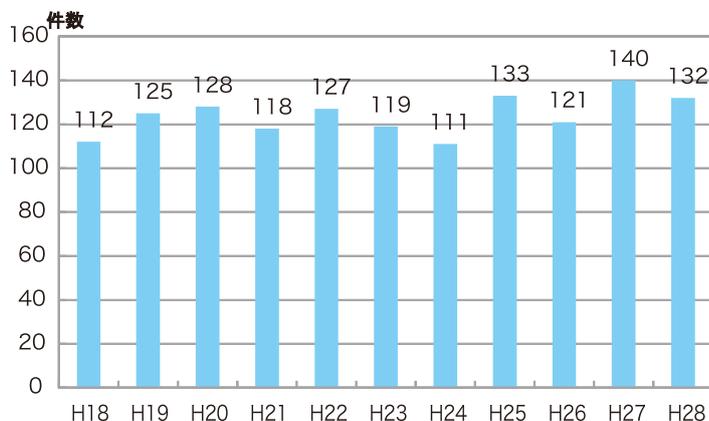
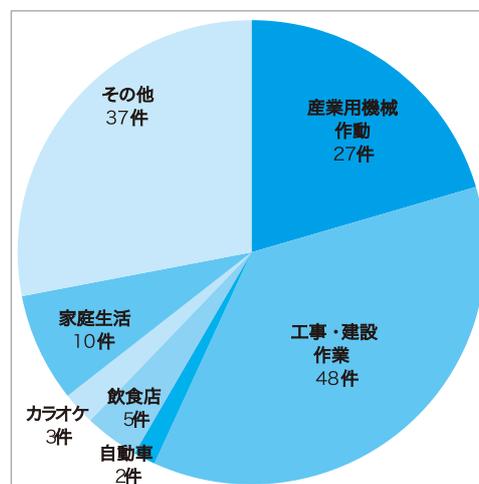


図 3-38 騒音の発生源別苦情件数



資料：公害等調整委員会 公害苦情調査

(2) 対策

騒音規制法や県公害防止条例に基づく規制基準を遵守するよう指導を行い、関係機関や市町村と密接な連携を図り、各種対策を総合的に推進していくことが必要です。

① 騒音規制法による規制

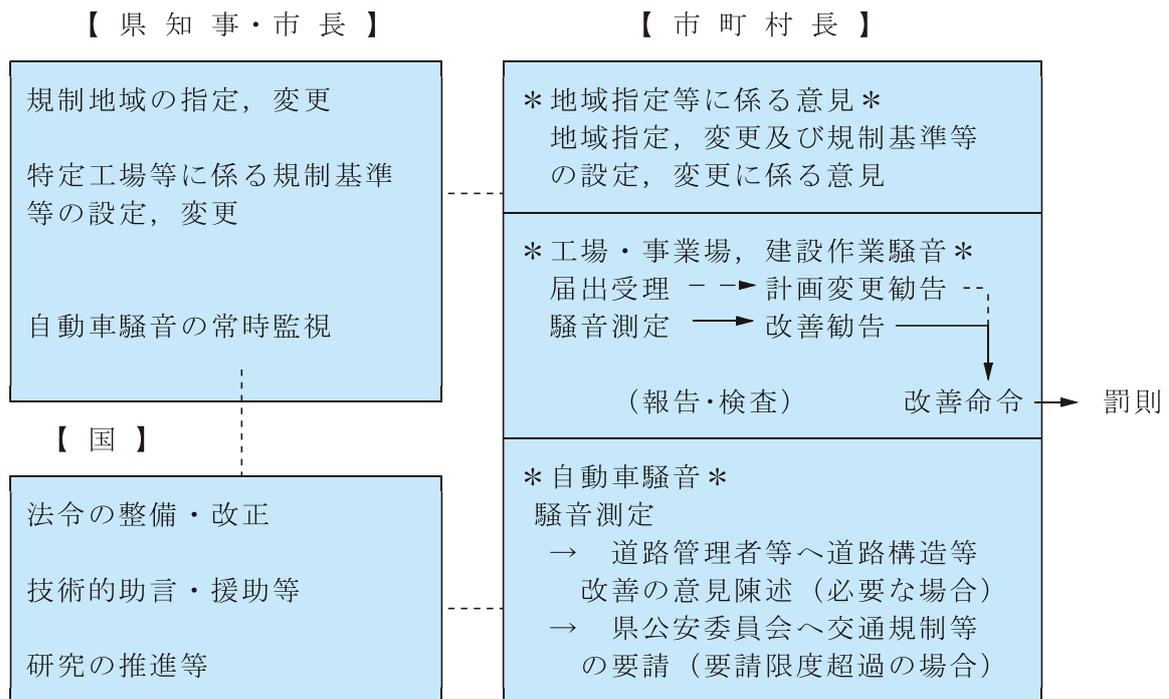
騒音規制法では、工場・事業場における事業活動に伴う騒音及び建設作業に伴う騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音の限度（許容限度・要請限度）を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

県知事は、規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行うこととされ、昭和58年度までに、県内全市町村について規制地域等の指定を行っています。

市町村長は、届出の審査及び受理、騒音測定、立入検査、改善勧告及び命令、自動車騒音の測定に基づく県公安委員会への要請及び道路管理者等への意見陳述等を行います。

なお、鹿児島市については、平成8年に中核市になって以降、また、薩摩川内市については平成18年4月から、鹿屋市及び霧島市については平成19年4月から、奄美市については平成23年4月から、その他の市については平成24年4月から、大崎町、中種子町及び南種子町については平成26年4月から権限移譲により県知事の役割業務も各市町長が行っています。（図3-39）（資料編9-(7)(8)(9)(10)）

図3-39 騒音規制法の体系



ア 工場・事業場騒音

県内の指定地域内の特定工場等の数は、平成27年度末で1,745工場です。指定地域内の特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、市町村長は、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損われると認められる場合は、勧告、命令等を行います。また、苦情に基づく立入検査の際、騒音防止に関する行政指導を行っています。

騒音の防止については、事業者の騒音対策に関する知識の向上を図るとともに、施設の改善及び適正配置等の発生源対策並びに住居及び工場等の分離の推進等都市計画

に基づく土地利用面における対策等を図ることが必要です。

(表3-91, 資料編9-(7))

表3-91 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況 (平成29年3月末現在)

施設の種類	1 金属加工機械	2 空気圧縮機等	3 土石用破砕機等	4 織機	5 建設用資材製造機械	6 穀物用製粉機	7 木材加工機械	8 抄紙機	9 印刷機械	10 合成樹脂用射出成形機	11 鋳造型機	計
施設数	815	6,005	606	534	127	8	416	5	426	137	7	9,086
工場数	138	1,011	123	25	94	4	178	1	121	14	2	1,711

イ 建設作業騒音

建設作業騒音の防止については、施工者側の防止対策に対する十分な配慮が効果的であるため、付近住民に対する事前説明の実施、代替工法の採用等の対策が必要です。

(表3-92, 資料編9-(8))

表3-92 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況 (平成28年度)

作業の種類	くい打機等を使用する作業	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等をつけて行う作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業	計
届出数	58	0	333	15	2	37	1	2	448

ウ 自動車騒音

自動車騒音については、交通量の増大により幹線道路沿い等において、定常的に騒音が発生します。本県の自動車保有台数は、約134万台(平成28年3月末)です。

騒音規制法の指定地域内における自動車騒音が、要請限度を超えていることにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、市町村長は、公安委員会に対し、交通規制等の措置を要請します。

自動車騒音を低減するためには、信号機の設置、自動車等の通行禁止等の交通規制、最高速度の制限等の道路交通法の規定による措置とともに、道路部分の舗装の改良、立体交差化、緑地帯の拡大等構造の改善を図る必要があります。(資料編9-(9))

② 県公害防止条例による規制

県公害防止条例は、法で規制する特定施設のほかに、冷凍機に付随した圧縮機、コンクリートブロックマシン等の特定施設による騒音、飲食店等の深夜営業騒音、拡声機騒音等について規制しています。

特に、深夜営業騒音については、カラオケ騒音に代表される飲食店等における騒音に対する苦情が増加し、規制を求める世論が高まったことから、昭和56年12月県公害防止条例の改正を行い、飲食店営業等に係る音量規制及び音響機器の使用制限を定めています。このうち、音量については、昭和57年6月から騒音規制法の指定地域内において規制をしています。一方、音響機器の使用については、18市8町の都市計画法に基づく住